

大分県報

令和四年
号外（四九）
六月三十日

（木曜日）

目次

規則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正……………一

告示

大分県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正……………一五

規則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第三十八号

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 県が行う沿岸漁業従事者等に対する沿岸漁業改善資金の貸付け（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の貸付けを含む。）については、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和四年農林水産省告示第五百三十五号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。

第二条第一項の表の九の項の償還期間等の欄中「1から5まで」を「1及び2」に、「6

及び7」を「3から5まで」に改める。

第四条第四項中「借受者たる資格」を「借受資格」に改める。

第五条第一項中「貸付け」を「県からの沿岸漁業改善資金の貸付け（以下「直接貸付け」という。）」に改め、同条第三項及び第四項中「貸付け」を「直接貸付け」に改め、同条第五項中「沿岸漁業改善資金の貸付け」を「直接貸付け」に、「貸付け」を「直接貸付け」に改める。

第六条の見出し中「貸付け」を「貸付資格」に改め、同条第一項中「貸付け」を「貸付資格の認定」に、「沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。第一号様式）に各資金の種類ごとの事業計画書（第二号様式。）」を「沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。第一号様式）に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（以下「事業計画書」という。第二号様式）（」に、「第十二条」を「直接貸付けを受けようとする場合にあっては第十四条」に改め、「とう。）」の下に「を、融資機関からの沿岸漁業改善資金の貸付け（以下「転貸貸付け」という。）を受けようとする場合にあっては融資機関」を加え、同条第二項中「事務委託機関」の下に「及び融資機関」を加え、「貸付申請書（」を「認定申請書（」に、「とき」を「場合」に、「貸付申請書を貸付け」を「認定申請書を貸付資格の認定」に改め、「とう。）」の下に「認定申請書に直接貸付けを希望するときにあっては次条第一項に規定する貸付申請書を、転貸貸付けを希望するときにあっては第九条第一項に規定する沿岸漁業改善資金借入申込書の写し（以下この条において「添付書類」という。）を添えて」を加え、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の場合において、直接貸付けを受けることを希望するものは、やむを得ない理由により認定申請書及び添付書類を事務委託機関を経由して提出することが困難であるときは、知事の承認を得て、振興局長に提出することができるものとする。

4 振興局長は、前二項の規定により認定申請書及び添付書類の送付があつた場合は、当該振興局に係る大分県沿岸漁業改善資金地区運営協議会（以下「地区運営協議会」という。）を設置しているときは、地区運営協議会の当該認定申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添えて知事に進達するものとし、地区運営協議会を設置していないときは、速やかに知事に進達するものとする。

第六条第五項中「第三項後段の規定による貸付申請書の提出」を「地区運営協議会を設置していない場合において振興局長から認定申請書及び添付書類の進達」に、「当該貸付申請」を「当該認定申請」に改める。

第七条を次のように改める。

（県による貸付け）

第七条 直接貸付けを受けることを希望するもの（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、前条第一項の規定による認定申請書の提出と併せ、沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。第三号様式）を事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、直接貸付けについて、前条第四項の規定による進達を受けた場合は、地区運営協議会又は中央運営協議会（以下「地区運営協議会等」という。）の意見を参酌して法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付資格の認定及び貸付の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付の決定を行ったときは、申請者に対し、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（第四号様式）及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（以下「貸付決定通知書」という。第五号様式）により通知するとともに、その旨を事務委託機関及び振興局長に通知するものとし、貸付けをしない旨を決定したときは、その旨を申請者、事務委託機関及び振興局長に通知するものとする。

第八条中「貸付を受けようとするものは、前条第二項」を「申請者は、前条第三項」に、「以下「借用証書」という。第四号様式」を「第六号様式」に改める。

第九条第一項中「貸付けを受けたもの」を「直接貸付け又は転貸貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）」に、「知事」を「貸付けの決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）」に改め、同条第二項中「貸付けを受けたもの」を「借受者」に、「第五号様式」を「第十五号様式」に、「第六条に規定する貸付けの申請手続に準じて知事」を「貸付決定機関」に、「第六号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第三項中「貸付けを受けたもの」を「借受者」に、「事業実施報告書」を「事業実施報告書（研修終了（事業実施）報告書を含む。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「貸付けを受けたもの」を「借受者」に、「二」を「いずれかに」に改め、同項の表の三の項の貸付けの条件の欄中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十条とする。

5 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に沿岸漁業改善資金貸付金事業実施報告書（以下「県貸付金事業実施報告書」という。第十七号様式）を提出するものとする。

6 事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指

示に従わなければならないものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

第九条 転貸貸付けを受けることを希望するもの（以下この条において「申請者」という。）は、融資機関に沿岸漁業改善資金借入申込書（第七号様式）を提出するものとする。

2 知事は、転貸貸付けについて、第六条第四項の規定による進達を受けたときは、地区運営協議会等の意見を参酌して、法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定の決定を行い、申請者に沿岸漁業改善資金貸付資格認定書を交付するとともに、沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（第八号様式）により融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、前二項の規定による沿岸漁業改善資金借入申込書の提出及び沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書の通知を受けた場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書（第九号様式）を提出するものとする。

4 知事は、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書（第十号様式）を交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

5 融資機関は、知事から沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（第十一号様式）を交付するものとする。

6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書（第十二号様式）を提出するものとする。

7 県貸付金の交付は、前項の規定による支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（第十三号様式）を知事に提出するものとする。

8 県貸付金の償還期間等については、第二条各項の表の規定を準用する。この場合においては、「八年以内」と、「据置期間一年以内」あるのは「据置期間二年以内」と、「九年以内」とあるのは「十年以内」と、「据置期間三年以内」とあるのは「据置期間四年以内」と、「四年以内」とあるのは「五年以内」と、「据置期間二年以内」とあるのは「据置期間三年以内」と、「五年以内」とあるのは「六年以内」と、「十年以内

(一)とあるのは「十一年以内」と、「十二年以内」とあるのは「十三年以内」と、「据置期間五年以内」とあるのは「据置期間六年以内」と、同表の九の項中「二年以内」とあるのは「三年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、「五年以内」とあるのは「六年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同表の十一の項及び十二の項中「五年以内」とあるのは「六年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同条第二項の表中「三年以内」とあるのは「四年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、「二年以内」とあるのは「三年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同条第三項の表の一の項中「五年以内(据置期間一年以内)」とあるのは「六年以内(据置期間二年以内)」と、同表の二の項中「五年以内」とあるのは「六年以内(据置期間一年以内を含む。)」と、同表の三の項中「十年以内(据置期間三年以内)」とあるのは「十一年以内(据置期間四年以内)」と、「十二年以内(据置期間三年以内)」とあるのは「十三年以内(据置期間四年以内)」とする。

9 融資機関は、転貸貸付けを受けるものとの貸付契約を沿岸漁業改善資金借受者借用証書(第十四号様式)により行うものとする。この場合において、当該貸付契約に係る償還期間等は、第二条各項の表の規定を準用し、融資機関は当該転貸貸付けを受けるものに対し、知事が別に定める特約条項を遵守させるものとする。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として転貸貸付けを受けるものに対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

一 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

二 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

13 既に貸付資格の認定を受けているものが当該認定に係る転貸貸付けを受けようとするとき、借入申込書の写し及び資格認定書の写しを知事に提出する」とし、第二項の規定は適用しない。

第十一条を次のように改める。

(貸付資格認定の取消し)

第十一条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書(第十八号様式)により借受者に通知するとともに、借受者が転貸貸付けを受けているときには、融資機関に対してその旨を通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

第十四条を第十六条とする。

第十三条中「貸付けを受けたもの」を「借受者、融資機関」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条を第十四条とする。

第十一条の次に次の二条を加える。

(期限前償還)

第十二条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を定めて期限前償還を請求することができるものとする。

一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠つたとき。

三 県貸付金の償還金の支払を怠つたとき(借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法第十条の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までにを行うことができないう場合を除く。)

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十三条 法第十条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとするものは、沿岸漁業

改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。第十九号様式）に知事が指定するものの証明書を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに、直接貸付けを受けたものにあつては事務委託機関を、転貸貸付けを受けたものにあつては融資機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により支払猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、支払を猶予することが相当と認めるときは、借受者に対し、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（第二十号様式）により通知するとともに、事務委託機関又は融資機関及び振興局長に通知するものとする。

3 融資機関は、第一項の規定により支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに、当該申請書と併せて沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書（以下「貸付金支払猶予申請書」という。第二十一号様式）を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により貸付金支払猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、支払を猶予することが相当と認めるときは、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（第二十二号様式）を交付するものとする。

5 知事は、支払を猶予しない旨を決定したときは、その旨を前二項の規定に準じて通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて、支払を猶予しない旨を決定したときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第6条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日 大分県知事 殿

住 所 千

TEL

氏名又は名称及び代表者名

沿岸漁業改善資金助成法第七条第一項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

第18号様式(第11条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

殿

大分県知事

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第88号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができ、（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

第五号様式中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」と、「ひき」を「年 月 日」に改め、「回」及び「注 事務委託機関が確認すること。」を削り、同様式を第十号様式とする。

第四号様式中「裏面特約条項承知のうえ」と「知事が別に定める特約条項を承知の上」に改め、注3として次のように加える。

3 知事が別に定める特約条項を遵守すること。

第四号様式（裏面）を削り、同様式を第六号様式とし、同様式の次に次の八様式を加える。

第7号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金借入申込書

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金(資金)の借入れを申し込みます。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住 所 千
TEL
氏名又は名称及び代表者名

受 付 融 資 機 関	年 月 日	番 号
-------------	-------	-----

資 金 種 類	償 還 期 間	据 置 期 間	資 金 交 付 希 望 日	借 受 け よ う と す る 事 業 費 及 び 申 請 額		
				事 業 量	事 業 費 千 円	申 請 額 千 円
	年	年	月 日			

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

担 保 物 件	
---------	--

償 還 計 画							事 務 委 託 機 関
1 年 目	2 年 目	3 年 目	9 年 目	10 年 目	11 年 目	12 年 目	
月 日	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	

申 請 者 の 概 要	
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	
事 業 開 始 の 時 期	
事 業 の 概 要	
資 本 金 の 額 又 は 出 資 の 総 額	
常 時 使 用 す る 従 事 者 数	

第8号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

大分県知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定したので通知します。

第9号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

融資機関名
代 表 者

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第3項の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額

円

(別添)
各漁業従事者等から提出のあつた借入申込書の写し及び資料等を添付

第10号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

大分県知事

年 月 日付で申請のあつた沿岸漁業改善資金貸付金の貸付けについては、
下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の使途	

貸付金額	千円
------	----

貸付け決定日	貸付決定番号
--------	--------

*償還計画を別途作成添付

第11号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請された沿岸漁業改善資金 (資金) の貸付け
については、下記のとおり決定します。

年 月 日

殿

融資機関名
代 表 者

資金	種類	貸付決定番号	貸付金額
千円			
償還期限		年 月 日	摘要
第1回	年 月 日	金額 千円	
第2回	年 月 日		
第3回	年 月 日		
第4回	年 月 日		
第5回	年 月 日		
第6回	年 月 日		
第7回	年 月 日		
第8回	年 月 日		
第9回	年 月 日		
第10回	年 月 日		
第11回	年 月 日		
第12回	年 月 日		
計			
連帯保証人		外 人	
担保物件			

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

第12号様式(第9条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

大分県知事 殿

融資機関名
代 表 者

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金
県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

振込先：銀行名
口座番号
名義人

第13号様式(第9条関係)

収入印紙
添付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

融資機関名
代 表 者 印

- 沿岸漁業改善資金県貸付金 円借用了しました。
- 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事
が別に定める特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額		
			千円		
償還期限					
			年	月	日
			金額	残高	備考
第1回	償還期日		円	円	
第2回	年 月 日				
第3回	年 月 日				
第4回	年 月 日				
第5回	年 月 日				
第6回	年 月 日				
第7回	年 月 日				
第8回	年 月 日				
第9回	年 月 日				
第10回	年 月 日				
第11回	年 月 日				
第12回	年 月 日				
計					

第14号様式(第9条関係)

収入印紙
添付欄

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日
貸付決定	年	月	日
番号	第	号	日

沿岸漁業改善資金借受者借用証書

資金種類 借受者の氏名 又は名称	住所	都	市	町	村	大字	番号
借入金 額 千円	第1回	年	月	日	千円		
	第2回	年	月	日	千円		
	第3回	年	月	日	千円		
	第4回	年	月	日	千円		
	第5回	年	月	日	千円		
	第6回	年	月	日	千円		
	第7回	年	月	日	千円		
	第8回	年	月	日	千円		
	第9回	年	月	日	千円		
	第10回	年	月	日	千円		
	第11回	年	月	日	千円		
	第12回	年	月	日	千円		
償還期 日及び 償還額							
償還期 年 月 日							

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を承認の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名

印

上記資金の借受けにつき、下名は、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を承認の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏名	印	住 所
		都 町 大字 番号 市 村

(注) 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれ別の資金について大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条各項の表に掲げる種類を記載すること。

第三号様式中「ひびひ」を「 年 月 日付ひび」に改め、「回」を削り、同様式を第五号様式とする。

第二号様式（その十二）の次に次の二様式を加える。

第3号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付申請書

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を貸付願いたく申請します。

年 月 日

大分県知事 殿

住 所 千

TEL

氏名又は名称及び代表者名

受付事務委託機関	年 月 日	年 月 日	番号
受理振興局	年 月 日	年 月 日	番号

資 金 種 類	償還期間	据置期間	資金交付希望日	借受けようとする事業費及び申請額		
				事業量	事業費	申請額
	年	年	月 日		千円	千円

連帯保証人	住 所	氏 名	申請者との関係

担保物件	
------	--

償還計画						事務委託 機関	
1年目	2年目	3年目	9年目	10年目	11年目		12年目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	

申請者の概要

申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

第4号様式(第7条、第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

年 月 日

殿

大分県知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定します。

第二十号様式の次に次の二様式を加える。

第21号様式(第13条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

大分県知事 殿

年 月 日

融資機関名
代 表 者

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で借り受けました沿岸漁業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資金の種類	借入金額		
	償還期日	金額	
当初の償還方法	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	償還期日	金額	
第1回	年 月 日	千円	
第2回	年 月 日	千円	
第3回	年 月 日	千円	
第4回	年 月 日	千円	
第5回	年 月 日	千円	
第6回	年 月 日	千円	
第7回	年 月 日	千円	
第8回	年 月 日	千円	
第9回	年 月 日	千円	
第10回	年 月 日	千円	
第11回	年 月 日	千円	
第12回	年 月 日	千円	

(注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれ別の資金について、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条各項の表に掲げる種類を記載すること。

(別添)

各漁業従事者等から提出のあった沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付

